

安中市長 様

移住支援金支給申請書(仮申請用)

安中市移住支援金支給要綱第4条第1項の規定により、移住支援金の支給に係る仮申請をします。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日	年 月 日

2 移住支援金の内容(該当する欄に丸印を付けてください。)

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人				
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業(一般)	<input type="checkbox"/>	就業(専門人材)	<input type="checkbox"/>	テレワーク	<input type="checkbox"/>	関係人口	<input type="checkbox"/>	起業	<input type="checkbox"/>

3 転出元の住所

住所	〒
----	---

4 特別区の在住履歴/首都圏の条件不利地域以外の地域の在住履歴・特別区内の在勤履歴/在学履歴

期間	所在地/就業先/通学先	就業地、通学地(就業先、通学先の記載がある場合に記載すること。)

備考

- 1 転入年月日及び就業年月日から3箇月が経過し、かつ1年を超えない期間内に、別途移住支援金支給申請書(本申請用)を提出してください。
- 2 住民票を移す直前の10年間のうち、通算で5年以上の特別区の在住履歴又は首都圏の条件不利地域以外の地域の在住履歴、特別区内の在勤履歴及び在学履歴を記載してください。
- 3 住民票を移す直前の連続する1年以上の特別区の在住履歴又は首都圏の条件不利地域以外の地域の在住履歴及び特別区内の在勤履歴を記載してください(条件不利地域以外の地域の在住履歴及び特別区内の在勤履歴の期間は、合算することができます。)
- 4 首都圏の条件不利地域以外の地域の在住履歴の記載がある方については、連続する1年以上の特別区内の在勤履歴の起算点について、住民票を移す3箇月前とすることができます。
- 5 移住の直前に特別区以外での在勤履歴がある場合は、移住支援金の交付の対象となりません。

管理コード(安中市使用欄)	
---------------	--

様式第2号(第4条関係)

移住先の就業先の就業証明書(仮申請用：一般の場合)

年 月 日

安中市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者



次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の期間の定めのない労働契約
就業者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

管理コード(安中市使用欄)	
---------------	--

様式第2号の2(第4条関係)

移住先の就業先の就業証明書(仮申請用：専門人材の場合)

年 月 日

安中市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者



次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の期間の定めのない労働契約
転職先への定着の意志	特定のプロジェクト等の目的達成後に離職することが前提ではない
カテゴリ	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

管理コード(安中市使用欄)	
---------------	--

様式第2号の3(第4条関係)

移住先の就業先の就業証明書(仮申請用：テレワーク)

年 月 日

安中市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者



次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所 (移住前)	
就業者住所 (移住後)	
就業先部署の 所在地	
就業先電話番号	
移住の意志	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

管理コード(安中市使用欄)	
---------------	--

安中市長 様

移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書

安中市移住支援金事業支給要綱に基づき、移住支援金の関係人口要件に係る認定を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の種別 (該当する欄に○を付けてください)

<input type="checkbox"/> 単身・世帯	<input type="checkbox"/> 単身	<input type="checkbox"/> 世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---

3 関係人口の該当要件及び添付書類 (該当する欄に○を付けてください)

(1) 必須要件① ((ア) から (ウ) のいずれかに該当すること)

チェック欄	該当要件	チェック欄	添付書類
<input type="checkbox"/>	(ア) ふるさと納税の納税者であること	<input type="checkbox"/>	寄付金受領証明書の写し
<input type="checkbox"/>	(イ) 秋間梅林の梅園オーナー制度を利用した者であること	<input type="checkbox"/>	秋間梅林観光協会へ確認
<input type="checkbox"/>	(ウ) 安中市お試し移住事業を利用した者であること	<input type="checkbox"/>	お試し移住事業利用可否決定通知書の写し

(2) 必須要件②

チェック欄	該当要件	チェック欄	添付書類
<input type="checkbox"/>	市内に住宅を取得し転入したこと	<input type="checkbox"/>	住宅購入に係る契約書の写し
<input type="checkbox"/>	農地で耕作を行い、作物の取引を開始した者であること	<input type="checkbox"/>	作物の取引を開始したことがわかる書類の写し
<input type="checkbox"/>	農業次世代人材投資資金準備型の受給対象者	<input type="checkbox"/>	農業次世代人材投資資金準備型交付決定通知書の写し

管理コード(安中市使用欄)	
---------------	--

様

安中市長



移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果通知

年 月 日付で申請のあった移住支援金の仮申請について、安中市移住支援金支給要綱第4条第2項の規定により、審査結果を次のとおり通知します。

1 移住支援金の支給の要件を満たすこととなりますので、安中市移住支援金支給要綱第5条の規定により、年 月 日(安中市へ転入した日又は対象求人を行っている法人に就業した日のいずれか遅い方から3箇月が経過する日)から年 月 日(安中市へ転入した日又は対象求人を行っている法人に就業した日のいずれか遅い方から1年を超えない日)までの間に次に掲げる書類を提出することにより、本申請を行ってください。

- (1) 写真付きの身分証明書の写し
- (2) 移住支援金支給申請書兼請求書(本申請用)(様式第4号)
- (3) 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込みが可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名)を確認することができるものに限る。)
- (4) 移住先の就業先の就業証明書(本申請用)(様式第5号)(就業の要件で申請した場合のみ)
- (5) 移住先の就業先の就業証明書(本申請用)(様式第5号の2)(テレワークの要件で申請した場合のみ)

2 移住支援金の支給の要件を満たしていません。

(理由)

備考 1又は2のいずれか該当する方に丸印を付ける。

管理コード(安中市使用欄)	
---------------	--

安中市長 様

移住支援金支給申請書兼請求書(本申請用)

安中市移住支援金支給要綱第5条の規定により、移住支援金の支給を申請し、及び当該移住支援金を請求します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名	㊦		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日	年 月 日

2 移住支援金の内容(該当する欄に丸印を付けてください。)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	就業(一般)	就業(専門人材)	テレワーク	関係人口
				起業

3 各種確認事項(該当する欄に丸印を付けてください。)

裏面の移住支援金の支給の申請に関する誓約事項に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
裏面の個人情報の取扱いに対する同意に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、安中市に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(一般の就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 安中市への移住の意志について	A. 自己の意志である	B. 所属からの命令である

※Bの項目に該当する場合は、移住支援金の支給の対象となりません。

4 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	当座 ・ 普通
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

5 添付書類 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込みが可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名)を確認することができるものに限る。)

管理コード(安中市使用欄)	
---------------	--

(裏)

移住支援金の支給の申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の支給に係る報告及び立入調査を安中市から求められた場合は、速やかに応じます。
  
- 2 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、安中市移住支援金支給要綱第7条本文の規定による移住支援金の返還の請求があったときは、当該各号の区分に応じ、当該移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合 全額
  - (2) 移住支援金の本申請日から3年が経過する前に安中市から転出した場合 全額
  - (3) 移住支援金の本申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（第3条第2号ア又はイの要件を満たす職に限る。）を辞した場合 全額
  - (4) 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
  - (5) 移住支援金の本申請日から3年以上5年以内の期間に安中市から転出した場合 半額

個人情報の取扱いに対する同意

安中市が移住支援金の支給に際して得た個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への報告等のため、安中市から国、都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。



様式第 5 号（第 5 条関係）

移住先の就業先の就業証明書（本申請用）

年 月 日

安中市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

㊟

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載されている就業者は、この証明書の発行日時点において当社に3箇月以上継続して勤務していることに相違ありません。
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の期間の定めのない労働契約
就業者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

管理コード（安中市使用欄）	
---------------	--

様式第5号の2(第5条関係)

移住先の就業先の就業証明書(本申請用：テレワーク)

年 月 日

安中市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者



次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載されている就業者は、この証明書の発行日時点において当社に継続勤務していることに相違ありません。

管理コード(安中市使用欄)	
---------------	--

年 月 日

様

安中市長

印

移住支援金支給決定通知書

安中市移住支援金支給要綱第6条の規定により、移住支援金を支給することを決定しましたので、次のとおり通知します。

1 決定の内容

- (1) 移住支援金の額 円
- (2) 振込予定日 年 月 日（事務処理の都合により入金までに数日掛かる場合があります。）
- (3) 振込先
  - ア 金融機関の名称
  - イ 口座番号（下3桁）
  - ウ 口座名義

備考

- 1 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、安中市移住支援金支給要綱第7条本文の規定により当該各号に掲げる額の移住支援金の返還を請求します。
  - (1) 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合 全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年が経過する前に安中市から転出した場合 全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
  - (4) 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に安中市から転出した場合 半額
- 2 安中市移住支援金支給要綱第8条の規定により支給決定者に対し、移住支援金の支給に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該支給決定者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、移住支援金の支給に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができます。この場合において、報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、移住支援金の返還の請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）による金利の引下げの適用について
  - (1) この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）による金利の引下げの適用を受ける際に必要な書類であり、この通知書を紛失した場合は、当該金利の引下げの適用を受けることができない場合があります。
  - (2) 安中市移住支援金支給要綱第7条本文の規定により移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）による金利の引下げの適用を受けることができない場合があります。
  - (3) フラット35地域活性化型（地方移住支援）による金利の引下げの適用を受けるためには、移住支援金の支給の決定日から5年以内に取扱金融機関に申し込む必要があります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - (1) この通知書は、株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際に必要な書類であり、この通知書を紛失した場合は、当該特別利率の適用を受けることができない場合があります。
  - (2) 安中市移住支援金支給要綱第7条本文の規定により移住支援金の返還を請求された場合は、株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けることができない場合があります。

管理コード（安中市使用欄）	
---------------	--